

導入した製品の財産処分手続きについて

補助事業により取得した資産は、補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分（例えば売却、転用、破棄等を含みます。以下「財産処分」という。）が制限されます。補助事業の終了後又は効果報告期間の終了後であっても、取得から一定の年数を経過する前に財産処分を行う場合は、事務局の承認を受ける必要があります。また、その場合には残存簿価相当額又は譲渡額を、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付することとなります。

なお、財産処分の考え方や納付額の算出に当たっては、

「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16・6・10会課第5号）」(https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei29.pdf)の各規定を踏まえ取り扱うものとします。

**事務局の承認を受けること無く財産処分を行った場合は、
交付決定の取消しとなる可能性があります。**

STEP1

事務局へ連絡

処分前

- 50万円(税抜)以上で取得した設備は、財産処分をする前に、省力化投資補助事業コールセンターへ連絡をしてください。

確認後、事務局連絡用のメールアドレスをお伝えいたします。

※設備の故障による廃棄・交換も財産処分の対象となります。補助事業で導入した設備が故障した場合は、速やかに事務局へご連絡ください。

省力化投資補助事業 コールセンター

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話等からの
お問い合わせ先

03-4335-7595

※通話料がかかります

お問合わせ時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く)
恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

補助事業者



コールセンターへ電話をする ※上記指定の番号へおかけください

事務局



確認後 事務局連絡用のメールアドレスをお伝え
【様式第8】財産処分承認申請書の提出を依頼

補助事業者

【様式第8】財産処分承認申請書を省力化補助金ホームページよりダウンロード

⇒ [資料ダウンロードページ](#)

STEP2 財産処分申請書を提出

処分前

- 省力化補助金ホームページよりダウンロードした【様式第8】財産処分承認申請書に必要項目を記載の上、事務局へ提出してください。
 - 財産処分に係る納付額を算出するため、財産処分後に売却・廃棄等を行った日付が客観的に確認できる資料を提出いただくことになります。
 - 省力化製品を処分する前に、導入した製品の写真を必ず撮影してください。
 - 受領後、申請内容の確認を行います。
 - 申請内容に妥当性があると認められた後、財産処分承認通知書が発行されます。
- ※財産処分承認通知書は事務局より発送いたします。

財産処分承認通知書が発行されることで、財産の処分を認められたことになります。

提出書類 | 【様式第8】財産処分承認申請書

通知書類 | 財産処分承認通知書

STEP3 財産を処分する

- 財産処分承認通知書を受領後、財産の処分を行ってください。

STEP4 財産処分報告書の提出

処分後

- 財産処分を行った後、【指定様式】財産処分報告書を提出してください。
- ※財産処分承認通知時に別途提出が必要な証憑が指定されている場合は、そちらもあわせて提出してください。
- 財産処分報告書等を基に納付額の算出を行います。納付額の確定後、納付額通知書を発送します。

提出書類 | ①【指定様式】財産処分報告書
②財産処分承認通知書で指定された証憑(該当者のみ)
※写真や通帳など
③故障・売却・廃棄等を行った日付が客観的に確認できる資料
④財産処分に伴い発生した収入に係る通帳の写し
(有償譲渡、担保に供する処分の場合のみ)

通知書類 | 納付額通知書

STEP5 納付額の振り込み

処分後

- 納付額通知書を受領後、通知書に記載の金額を指定の納付金振込先へお振込みください。